

＼ちょっとした生活の困りごとお手伝いできます！／

住民主体訪問サービスを活用してみませんか？



住民主体訪問サービスとは？

住民主体訪問サービスとは、NPO法人等の地域のボランティアにより、ごみ出し・掃除・買い物代行などの生活支援を提供する、総合事業の訪問型サービスの1つです。



こんなケースで活用されています！

- 独居で朝のごみ出しが難しくなってきた。
→ 住民主体訪問サービスのごみ出し支援を活用。
- 自分で買い物に行くことや、薬の受取りに行くことが難しい。
→ 住民主体訪問サービスの買い物代行・薬の受取り代行を活用。

住民主体訪問サービスでできること

● 1号サービス

掃除、ごみ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、一般的な調理、買い物、薬の受取り

● 2号サービス

草むしり、ペットの世話、話し相手、外出付き添い など

※ 原則1号サービスを提供するものとし、1号サービスの提供と合わせて2号サービスの提供も可とします。

※ 身体介助（通院等の乗降介助も含む）を伴うもの、サービスの提供にあたって危険を伴うものは住民主体訪問サービスでは提供できません。

対象者

事業対象者、要支援1・2、継続利用の要介護者

※利用にあたっては、介護保険サービスとしてケアプランへの位置づけが必要となります。（裏面参照）

サービス提供団体・利用料金（利用者負担額）

サービスの利用料金はサービス提供団体によって異なります。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら

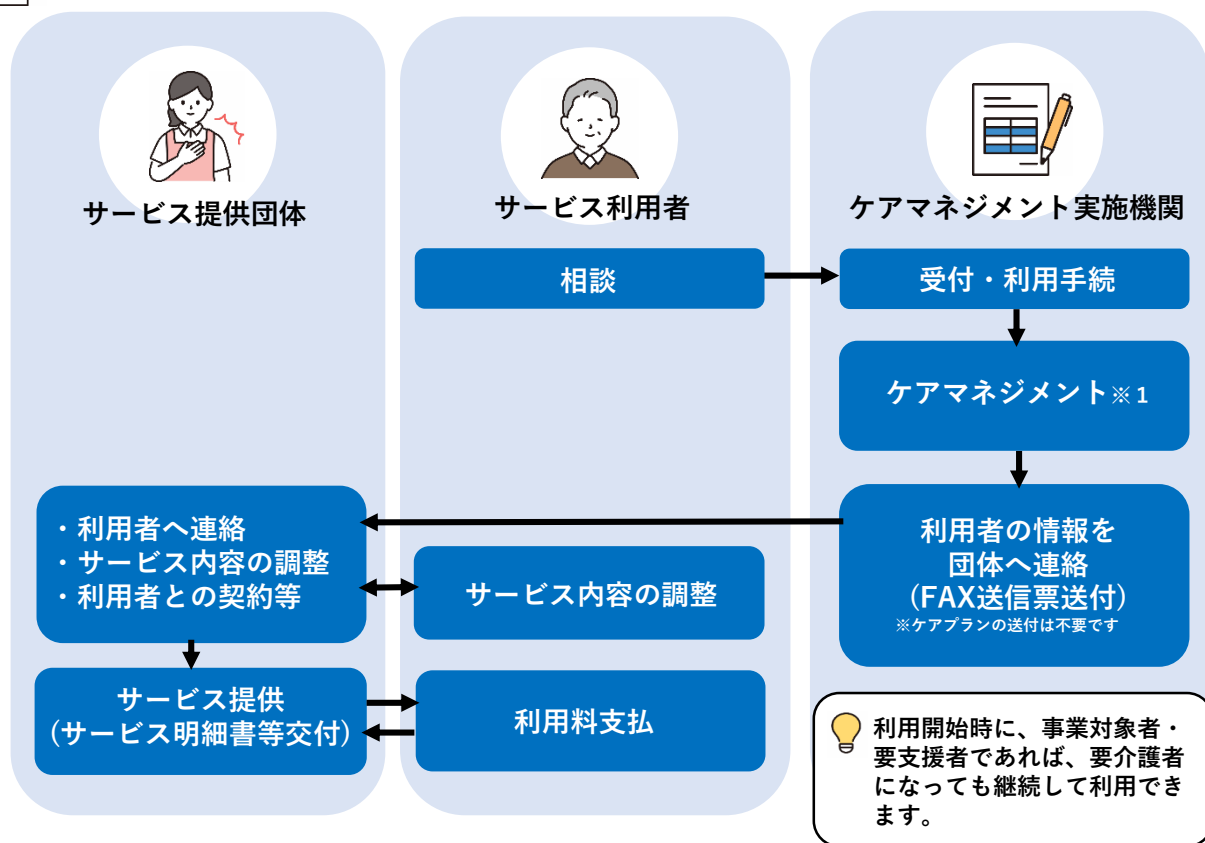
神戸市ホームページ「住民主体訪問サービス」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/juminsyutai.html>





利用までの流れ



※1 ケアマネジメント実施機関について

- ・住民主体訪問サービスのみを利用する要介護者 → あんしんすこやかセンター
- ・介護給付サービスと併用する要介護者 → えがおの窓口



マイケアプラン等の作成について

ケアマネジメントセルフ型：住民主体訪問サービス・一般介護予防事業のみ利用する場合

- ・ KOBÉアクティブシニア目標シートを本人に記入してもらいます。書き方のサポートをお願いします。
- ・ KOBÉアクティブシニア目標シートの「サービス名」欄に「住民主体訪問サービス」を記載してください。

介護予防支援、ケアマネジメント従来型・簡易型①：指定事業所によるサービスと併用する場合

- ・ マイ・ケアプラン（１）、（２）を活用します。
- ・ マイ・ケアプラン（２）の「サービス種別」欄に「住民主体訪問サービス」と記入、「事業者・支援機関・団体名等」欄にサービス提供団体名を記入してください。



留意事項

- ・ 住民主体訪問サービスで提供できるのは、生活援助（１号サービス）です。１号サービスと同時であれば、範囲外の内容（２号サービス）も提供することができます。２号サービスのみの場合は、インフォーマルサービスとしての提供となります。この場合、「住民主体訪問サービス」とは記入しないでください。
- ・ 本サービスは、利用者がサービス提供団体へ直接料金を支払うため、提供票の作成は不要です。